

平成 19 年 8 月 1 日

第 24 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. ペンチオピラド

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（キャベツ、レタス及びたまねぎ）があり、平成 19 年 5 月 22 日付けで厚生労働大臣より意見聴取され、第 13 回総合評価第一部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

ペンチオピラド投与による影響は主に肝臓に認められた。

発がん性試験において、ラットで甲状腺濾胞細胞腺腫、マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加がみられたが、「各種遺伝毒性試験」及び「肝薬物代謝酵素誘導及び細胞増殖能試験」の結果から、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難いことから、本剤の評価に当り閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 8.10 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.081 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。